

7・2 船員労務関連

7・2・1 ILO 海上労働条約(MLC 条約)

MLC 条約第 13 条では、条約の運用を継続的に検討する特別三者委員会 (Special Tripartite Committee、以下、”STC”)の設置が定められており、2025 年4月には 5 回目となる STC 5が開催予定となっている。STC では政府代表・船舶所有者代表・船員代表の三者間で「MLC 条約コードの改正」について協議が行われる。

当協会は STC 5 開催に先立ち、会員会社と改正内容について意見交換を行い、船主側代表団である ICS に日本側船主意見をフィードバックするとともに、国土交通省海事局と情報共有し、日本政府としてのスタンスを確認する等、船主側にとって不利な改正内容とならないように対応を行っている。STC 5には、計 16 件の改正案が提案され、そのうち 6 件は船主代表団が関わる提案(船員との共同提案を含む)となる。

7・2・2 外航労務部会

1. GMDSS に関する陸上事前訓練の廃止

当協会から海技大学校に「GMDSS に関する陸上事前訓練」の実施を毎年依頼していた。しかし、ここ数年は受講者が最低受講者数(3名)に満たず、開催中止が続いていた。また、同大学校の訓練で使用する GMDSS 機器も古くなっており、多額の維持費も掛かっていることから、当該訓練を継続・維持していくことが困難な状況となっていた。当該訓練は全日本海員組合(以下、組合)との労働協約の確認書により実施が求められていたので、当協会の一存で取り止めることはできず、組合と当該訓練の取り止めについて長年交渉を繰り返してきた。今年度、この問題の解決に向け、GMDSS 協議会を対面で開催し、さらに、当協会と組合の事務局間で意見調整を繰り返した結果、労働協約(64)確認書に記載の「陸上の研修施設等(乗船予定船舶の GMDSS 設備を含む)において、」の文言を削除することの合意が得られ、当該陸上事前訓練は廃止することとなった。これに伴い、労働協約(65)と(66)確認書も破棄することに組合と合意した。(第 106 回 GMDSS 協議会 2024 年 3 月 11 日労使合意)

2. 衛生管理者ガイドブックの廃止

船員法施行規則に定める乙種衛生用品表が更新された。これに伴い、外航労務部会作成の「衛生管理者ガイドブック」の記載を更新する必要があったが、当該ガイドブックは 19 年間改編されておらず、内容が陳腐化しており、加盟各社においても当該ガイドブックを利用していないことが確認できたため、組合と船内衛生対策協議会を対面にて開催し、事務局間で調整した結果、当該ガイドブックを廃止とする合意が得られた。これに伴い、労働協約(73) 確認書第3項第1号も一部見直した。(労使合意 2024 年 10 月 15 日)

3. 協議会(安全)の開催

紅海南部「Warlike Operations Area」の設定

2024年3月 親イラン武装組織フーシ派による商船襲撃が続いていることに伴い、紅海南部(アデン湾 MSTC(Maritime Security Transit Corridor)を含む)の指定された範囲が Warlike Operations Area に設定された。また、当該海域の情勢が極めて緊迫していることから、組合と協議会(安全)を開催し、当面の間、関係船舶の就航を見合わせることにし、2024年4月2日付で関連する労働協約の確認書を締結した。

4. 協議会(食料)の開催

労使事務局間で確認の結果、食料の物価変動率が 6.66%プラスとなったことから、「船内食料購入要領」による参考金額を 13,610 円(850 円 UP)へ増額し、2025 年正月用潤食費は通常の食料の他に 1 人当たり 5,670 円(360 円 UP)を支給することになり、全日本海員組合と確認書を締結した。(労使合意 2024 年 10 月 15 日)

5. 最低賃金の改定(最低賃金に関する協議会の開催)

組合側より労働協約第 111 条(最低賃金)に関する改定要求を受領し、複数回に亘り事務局間で事前調整し、最低賃金に関する協議会を開催した。

当協会は、最低賃金交渉は、労働協約改定の中央交渉とは分離し、加盟各社と組合との個別賃金交渉での取り扱いにしたいと主張した。また、最低賃金の労働協約への記載は新卒採用基準(三等航機士)のみとし、各職の賃金設定は記載しないように変更したいと要望した。

しかし、組合側は、各社個別の賃金制度において改定が重ねられたことにより、中央労働協約の最低賃金と実態の賃金の乖離が大きくなっており、近年の物価上昇と外航船員確保の観点からも労働協約に記載の最低賃金の見直しが必要であると主張。また、組合は産別賃金下支えとして労働条件のセーフティネット的役割を担う位置づけであり、実態状況等を踏まえ協議会で協議することになっていると主張し、合意には至らなかった。

今回の最低賃金改定は加盟各社の賃金制度に抵触せず、かつ、実態賃金に則した内容に見直すこととし、組合要求の一律5%引き上げに同意した。(労使合意 2024 年6月 21 日)

7・2・3 育児介護休業法の船員省令・告示の改正について

厚生労働省において、全ての事業者に対して育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正が 2025 年4月1日に施行される。これに伴い、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する船員法の特例規定について 2025 年 10 月 1 日に施行予定となっている。これにより、事業者は育児期の柔軟な働き方を実現するために 2 つ以上の措置を講ずることが義務付けられるが、その内容については陸上労働者とは異なる船員固有の事情を考慮し、かつ、関係者のニーズを踏まえて検討することになっており、船社を交えた説明会及び意見交換会の開催を海事局船員政策課へ要望した。

以上